○内閣府令第五十二号

地域再生法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項及び第三項第二号並びに内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、並びに地域再生法を実施するため、地域再生法施行規則及び沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

地域再生法施行規則及び沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

（地域再生法施行規則の一部改正）

第一条　地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（

以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地域再生計画の認定の申請） 第一条　地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。 ［一～三　略］ 四　法第五条第四項第三号又は第十八号の事項を記載している場合には、事業主体（同項第三号の事項を記載している場合にあっては、地域再生支援貸付事業（同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする者をいう。）の特定の状況を明らかにすることができる書類 ［五～九　略］ 十　法第五条第四項第十一号の事項を記載している場合には、同号に規定する地域住宅団地再生区域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図 十一　法第五条第四項第十二号の事項を記載している場合には、同号に規定する農村地域等移住促進区域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図 十二　法第五条第四項第十三号の事項を記載している場合には、次に掲	（地域再生計画の認定の申請） 第一条　地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。 ［一～三　同上］ 四　法第五条第四項第三号又は第十五号の事項を記載している場合には、事業主体（同項第三号の事項を記載している場合にあっては、地域再生支援貸付事業（同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする者をいう。）の特定の状況を明らかにすることができる書類 ［五～九　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 十　法第五条第四項第十一号の事項を記載している場合には、次に掲げ

げる図書

イ　法第五条第四項第十三号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ　法第五条第四項第十三号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

十三　法第五条第四項第十四号の事項を記載している場合には、民間資金等活用公共施設等整備事業（同号に規定する民間資金等活用公共施設等整備事業をいう。次条第一項第十六号において同じ。）に係る土地及び施設の位置及び付近の状況を表示した図面

十四　法第五条第四項第十五号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている構造改革特別区域計画

十五　法第五条第四項第十六号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている中心市街地活性化基本計画

十六　法第五条第四項第十七号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている地域経済牽引事業促進基本計画

十七～十九　［略］

2　別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するよう努めるものとする。

［一・二　略］

三　次条第一項第二十号の事項を記載している場合には、補助金等交付財産（法第五条第四項第十八号に規定する補助金等交付財産をいう。

る図書

イ　法第五条第四項第十一号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ　法第五条第四項第十一号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

［号を加える。］

十一　法第五条第四項第十二号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている構造改革特別区域計画

十二　法第五条第四項第十三号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている中心市街地活性化基本計画

十三　法第五条第四項第十四号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている地域経済牽引事業促進基本計画

十四～十六　［同上］

2　別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するよう努めるものとする。

［一・二　同上］

三　次条第一項第十七号の事項を記載している場合には、補助金等交付財産（法第五条第四項第十五号に規定する補助金等交付財産をいう。

次条第一項第二十号において同じ。）の所在を表示した図面

（地域再生計画の記載事項）

第二条　法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～十二　略］

十三　法第五条第四項第十一号の事項を記載する場合には、同号に規定する地域住宅団地再生事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出又は生活環境の整備に資する程度

十四　法第五条第四項第十二号の事項を記載する場合には、同号に規定する既存住宅活用農村地域等移住促進事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度

十五　法第五条第四項第十三号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

十六　法第五条第四項第十四号の事項を記載する場合には、民間資金等活用公共施設等整備事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十七　法第五条第四項第十五号の事項を記載する場合には、前条第一項第十三号の規定により内閣総理大臣に提出される構造改革特別区域計画の名称及び当該構造改革特別区域計画を作成した者の名称並びに当該構造改革特別区域計画に記載されている法第五条第四項第十五号に規定する特定事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業

次条第一項第十七号において同じ。）の所在を表示した図面

（地域再生計画の記載事項）

第二条　法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～十二　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

十三　法第五条第四項第十一号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

［号を加える。］

十四　法第五条第四項第十二号の事項を記載する場合には、前条第一項第十一号の規定により内閣総理大臣に提出される構造改革特別区域計画の名称及び当該構造改革特別区域計画を作成した者の名称並びに当該構造改革特別区域計画に記載されている法第五条第四項第十二号に規定する特定事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業

の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度 十八　法第五条第四項第十六号の事項を記載する場合には、前条第一項第十四号の規定により内閣総理大臣に提出される中心市街地活性化基本計画の名称及び当該中心市街地活性化基本計画を作成した者の名称並びに当該中心市街地活性化基本計画に記載されている法第五条第四項第十六号に規定する事業及び措置の内容並びに当該事業及び措置の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度 十九　法第五条第四項第十七号の事項を記載する場合には、前条第一項第十六号の規定により内閣総理大臣に提出される地域経済牽引事業促進基本計画の名称及び当該地域経済牽引事業促進基本計画を作成した者の名称並びに当該地域経済牽引事業促進基本計画に記載されている法第五条第四項第十七号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度 二十　法第五条第四項第十八号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項 二十一　［略］ ［2～4　略］	の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度 十五　法第五条第四項第十三号の事項を記載する場合には、前条第一項第十二号の規定により内閣総理大臣に提出される中心市街地活性化基本計画の名称及び当該中心市街地活性化基本計画を作成した者の名称並びに当該中心市街地活性化基本計画に記載されている法第五条第四項第十三号に規定する事業及び措置の内容並びに当該事業及び措置の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度 十六　法第五条第四項第十四号の事項を記載する場合には、前条第一項第十三号の規定により内閣総理大臣に提出される地域経済牽引事業促進基本計画の名称及び当該地域経済牽引事業促進基本計画を作成した者の名称並びに当該地域経済牽引事業促進基本計画に記載されている法第五条第四項第十四号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度 十七　法第五条第四項第十五号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項 十八　［同上］ ［2～4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第二中「注２　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。」を削る。

（沖縄総合事務局組織規則の一部改正）

第二条　沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（企画室の所掌事務） 第八十三条　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～四　略］ 五　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 六～十三　［略］	（企画室の所掌事務） 第八十三条　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～四　同上］ ［号を加える。］ 五～十二　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一月五日）から施行する。